

## 授業実施方法の方針

- (1) 人的交流の重要性を踏まえ、感染症対策を十分に行いながら、対面授業を実施することを基本とする。
- (2) 学内および通学圏内の状況にも十分配慮し、感染拡大等の懸念があると判断した際には、部分的または全面的に遠隔授業への移行等の措置を講じ、学生の安全を確保しつつ、学修の継続が維持できるよう対応する。

## 対面授業と遠隔授業の移行に関する目安について

以下のいずれかの状況になったときに、分散（クラス別）登校や全面遠隔授業に移行することを想定する。

|         | 状 況                                                   | 授業形態                      | 遠隔授業実施期間      |
|---------|-------------------------------------------------------|---------------------------|---------------|
| A 周囲の環境 | 本校周辺地域で緊急事態宣言が発出されたとき                                 | 分散（クラス別）登校※               | 宣言期間中         |
| B 学内の環境 | 同一の学級において複数*の学生の感染が判明し、かつ、学級内で感染が拡大している可能性が高い場合       | 当該クラスを遠隔                  | 5日程度（土日祝日を含む） |
|         | 複数の学級で感染症による遠隔授業への移行が生じ、かつ、学年または学科内で感染が拡大している可能性が高い場合 | 当該学年または学科を遠隔（HRのある建屋毎の区分） | 5日程度（土日祝日を含む） |
|         | 複数学年または学科で感染症による遠隔授業への移行が生じ、かつ、学校内で感染が拡大している可能性が高い場合  | 全面遠隔                      | 5日程度          |
|         | その他、本校が必要と判断した場合                                      | 分散登校 又は 遠隔                | 本校が必要と判断する期間  |

※ 特に人流抑制を強く要請された場合には全面遠隔とする。

また、A（周囲の環境）とB（学内の環境）の要因が重なった場合は、より安全な授業形態をとるものとする。

\* 複数人の目安：第5類（インフルエンザ、コロナウイルスなど）はクラス人数の25%程度